

# コンパクトシティ政策に関する主な措置

※立地適正化計画に定める都市機能誘導区域及び居住誘導区域を補助や補助率嵩上げの要件としている制度を中心にまとめたもの。

※制度上、集約化・非集約化エリアが決められていない場合、主として活用が想定されるエリアに記載。

- 予算措置
- 税制・金融
- その他制度

## 計画作成 合意形成

立地適正化計画	地域公共交通網形成計画等
<b>コンパクトシティ形成支援事業</b> ・立地適正化計画の作成、合意形成等に対する補助	<b>地域公共交通確保維持改善事業</b> ・地域公共交通網形成計画・地域公共交通再編実施計画の作成に対する補助

## 集約化エリア

## 拠点整備

市街地の整備改善			地財措置拡充
<b>都市再生整備計画事業 都市再構築戦略事業</b> ・まちづくりの取組に対する総合的な支援	<b>市街地再開発事業 都市再生区画整理事業 防災街区整備事業 [再開発法、区画整理法、密集法]</b> ・地財措置拡充	<b>住宅市街地総合整備事業等</b> ・まちなか居住の推進等を図るため、住宅や公共施設の整備等を総合的に支援	
<b>公共施設等適正管理推進事業債の創設(H29)</b> ・立地適正化計画に基づく地方単独事業に対する地方交付税措置の実施等			

## 土地の 適正管理 ・利用

## 非集約化エリア

跡地等の適正管理
<b>跡地等管理協定</b> [都市再生法] ・市町村等が所有者等と協定を締結し、居住誘導区域外の住宅跡地等を適正管理[予算措置あり]
空地等の有効利用
<b>市民緑地計画認定(※)</b> [都市緑地法] ・民間主体が市町村の認定を受け、空地等を緑化し住民に公開[税制・予算措置あり]
農地としての適正利用
<b>田園住居地域(※)</b> [都市計画法] ・開発・建築規制により農業の利便増進と居住環境保護を図る用途地域

(※)都市緑地法等の一部を改正する法律案(平成29年2月10日閣議決定)で創設

地域の活性化、環境改善	中心市街地活性化	公共交通整備
<b>空き家対策総合支援事業</b> ・空き家の改修・除却に対する補助	<b>地域・まちなか商業活性化支援事業等</b> [中心市街地活性化法] ・中活計画に基づく商業施設整備等に対する支援等 (税制措置) (金融支援) ・経済活力向上事業の用に供する商業施設等の取得に係る割増償却制度、登録免許税の減免 ・中小事業者・サービス業者の設備資金、運転資金に対する低利融資	<b>都市・地域交通戦略推進事業</b> ・都市交通施設の整備に対する支援 [地財措置拡充]
<b>低未利用土地利用促進協定</b> [都市再生法] ・市町村等が所有者等と協定を締結し、低未利用地等を有効活用[予算措置あり]	<b>地域公共交通確保維持改善事業</b> ・地域公共交通ネットワークの再構築に向けた取組(幹線バス、地域内交通等)への支援	

## 都市機能 誘導

全般		
<b>都市再構築戦略事業※ 都市機能立地支援事業</b> ・誘導施設(医療、社会福祉、教育文化等)の整備に対する支援 ※ [地財措置拡充]	<b>民間誘導施設等整備事業 [都市再生法]</b> (税制措置) (金融支援) ・都市利便施設等に係る固定資産税等軽減 ・都市機能誘導区域内に移転する誘導施設に係る買換特例 誘導施設等の整備に対する民都機構による「まち再生出資」等	<b>特定用途誘導地区</b> [都市再生法] ・特定の用途に限定して容積率を緩和

## 居住誘導

高齢者居住・介護	都市機能の移転促進
<b>サービス付き高齢者向け住宅整備事業</b> ・市町村のまちづくり方針との整合を要件化	<b>コンパクトシティ形成支援事業</b> ・居住誘導区域外から都市機能誘導区域内に移転する誘導施設の除去費用を補助
<b>地域医療介護総合確保基金</b> ・介護施設の整備事業に際し、コンパクトシティ形成に資するものを優先採択(配慮規定)	<b>公営住宅の立地誘導</b> <b>公営住宅整備事業</b> ・公営住宅を居住誘導区域内に再建する場合の除却費を補助
	<b>居住・都市機能の立地誘導</b> <b>住宅開発等の届出・勧告</b> [都市再生法] ・誘導区域外における住宅開発、誘導施設の建設等の届出・勧告